

八王子市立由木東小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立由木東小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」行為であるという認識を強くもつ
- ・「いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得る」という危機意識をもつ
- ・「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ

〇令和7年度の重点項目

- ・すべての教職員が、いじめは児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な問題であることを認識し、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決・再発の取組を徹底する。

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- 〇学校いじめ防止対策委員会でいじめの認知や対応策など十分協議し、いじめ防止につなげる。
- 〇毎月行うアンケート等を活用し、いち早く情報を得て、全校で情報を共有し、組織的に対応することで、いじめ未然防止、早期発見、早期解決、解消ができるよう体制づくりを行う。
- 〇「いのちの安全教育」を発達段階に応じて指導し、児童が生命を守る行動ができるようにする。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週月曜日 14時00分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① いじめと思われる事案が発生した場合、速やかに学年といじめ対策コーディネーター、管理職へ報告。
- ② いじめ対策委員会で情報を共有し、対応策を検討する。
- ③ いじめの事実確認を徹底的に行う。（当事者、関係する児童、周囲にいた児童等から詳しく話を聞く。）
- ④ いじめを受けた児童に対する支援を行う。
- ⑤ いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
「重大事態の理解と対応」
「いじめへの組織的な対応」
- 8月26日 SSWによる由木中学校区合同いじめ防止研修の実施
- 1月 スクールロイヤーによる、いじめ防止研修の実施

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 〇弁護士による「いじめ防止」授業の実施（5年生）
- 〇道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関りの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- 〇道徳授業地区公開講座の実施（9月20日）
 - ・全校でいじめ防止に向けたテーマの教材を扱う。
 - ・家庭・地域ともに心の教育を推進する。

SOS の出し方に関する授業・取組

- 〇各学年の年間指導計画に位置付け（6月）、年間1回以上SOSの出し方に関する授業を実施する。
- 〇体育科の保健領域「心の発達」において、不安や悩みへの対処方法を指導する。
- 〇スクールカウンセラーによる相談活動を充実させ、児童が相談しやすい環境を整える。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇6月の全校朝会で学校長より「命の大切さ」について全校児童に向けて講話を行う。
- 〇「命の大切さ」を考えることのできる絵本の読み聞かせを全学級で行う。
- 〇全校道徳週間を設定し、「生命の尊重」に関する道徳科の授業を行う。
- 〇養護教諭による「いのちの安全教育」の授業を行う。

児童の自己肯定感を高める取組

- 〇特別活動の学級会を基盤とした取組を充実させ、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。また、上級生のリーダーシップの意識を向上させる。（クラブ活動・委員会活動、運動会等の学校行事）
- 〇キャリアパスポートを活用して活動の振り返りをしたり、自分の存在価値について考える時間を設けたりする。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や全校道徳週間、授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、SSWや児童相談所、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。